

# 設置しましたか？住宅用火災警報器



平成23年6月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

## ■住宅用火災警報器とは

火災による煙や熱をいち早く感知し、火災発生を警報音や音声で知らせてくれる警報器です。万が一火災が発生した場合でも、速やかに居住者へ知らせ、安全に避難が出来ます。

## ■設置場所

寝室（普段寝ている部屋）  
階段（2階以上に寝室がある場合）

## ■購入場所

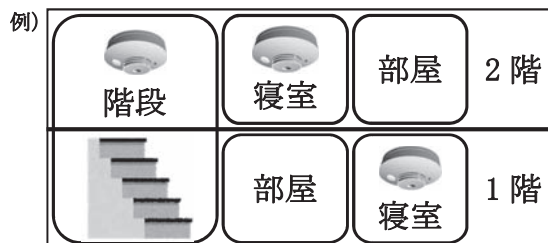
ホームセンター・電気店等で購入できます。  
消防署での斡旋販売はしていません。

## ■警報器の交換

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の劣化や電池切れなどで感知しなくなることがあります。交換の目安は10年です。詳しくは取扱説明書等をご確認ください。

## ■お問い合わせ

渡島西部広域事務組合 木古内消防署 ☎01392-2-2058



## 役場のニューフェイスを 紹介します！

1月から役場で働く新採用の職員を紹介します。  
みなさんよろしくお願ひします！



おがわ さおり  
小川 佐緒梨

### 保健福祉課保健推進グループ

- 年齢 25歳
- 出身地 森町
- 趣味 旅行、スポーツ観戦  
フェス・ライブ参戦

### ■ひとこと

1日も早く仕事に慣れ、町民の皆様のために精一杯頑張りたいと思います。よろしくお願ひします。

## 各種手当制度をご存知ですか？

### 児童手当

児童手当は、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、0歳から中学校卒業までの児童を養育している方に手当を支給する制度です。

#### ◇支給要件

中学校卒業まで（15歳に達する日以降の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給します。

#### ◇手当額（児童1人あたりの月額）

- ・3歳未満 15,000円
- ・3歳以上小学校修了前  
（第1・2子） 10,000円  
（第3子以降） 15,000円
- ・中学生 10,000円
- ・所得制限限度額以上（特例給付）  
（一律） 5,000円

#### ◇手続き

出生や転入などにより資格が生じた場合は、「認定請求書」の提出が必要です。

なお、公務員の方は勤務先での手続きとなります。

### 児童扶養手当

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。

ただし、所得が一定額以上ある場合は、一部支給停止や全額停止となります。

#### ◇支給要件

次のいずれかに該当する子どもについて、母、父または養育者が監護等を行っている場合に支給されます。

- ・父母が婚姻を解消した子ども
- ・父または母が亡くなった子ども
- ・父または母が一定程度の障がいを持つ子ども
- ・父または母が生死不明の子ども
- ・父または母が1年以上遺棄している子ども
- ・父または母が裁判所からDVの保護命令を受けた子ども
- ・父または母が1年以上拘禁されている子ども
- ・婚姻によらないで生まれた子ども

#### ◇支給期間

児童が18歳に達する日以後、最初の3月31日まで。

### 特別児童扶養手当

精神または身体に障がいを持つ児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

ただし、所得が一定額以上ある場合は、支給されません。

#### ◇支給要件

精神や身体に重度の障がいまたは、中度の障がいを持つ20歳未満の児童を監護、養育している方に支給されます。

※各手当の手続きについては、支給制限や添付書類等が異なりますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

#### ■お問い合わせ

町民課住民グループ  
☎01392-2-3131  
（内線：127）